

## 大阪市地域魅力創出建築物修景事業推進有識者会議開催要綱

制 定 平成29年4月14日

### (目的)

第1条 大阪市地域魅力創出建築物修景事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、外部の有識者の意見を聴取して事業の参考に資するため、大阪市地域魅力創出建築物修景事業推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (会議の委員)

第2条 会議の委員は、建築物の修景や地域における活用などに関する学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の運営)

第4条 会議は、市長が招集し、委員のほか、必要な関係者を出席させて意見を聴くことができる。

### (開催期間)

第5条 会議は、平成32年3月まで開催する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。